

大学設置基準の一部を改正する省令案等について

1. 背景・趣旨

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条では大学の学部又は学科の教育研究に必要な施設を定めており、特に医学又は歯学に関する学部においては附属病院を附属施設として置くこととしている。この附属病院については、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人に参加する法人（以下「参加法人」という。）が開設する病院が含まれる。

また、大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める告示（平成二十八年文部科学省告示第百七十九号）では参加法人を附属病院として置く場合に、医学又は歯学に関する学部の教育・研究に必要な病院の機能が確保される場合を定めている。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）により、地域医療連携推進法人に、一定の要件の下、個人立の病院等の参加が可能とされたことを踏まえ、大学設置基準及び大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める告示の関係規定について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

附属病院となり得る病院の開設主体を示す規定である「参加法人」を「参加法人等（医療法第七十条第一項第一号に掲げる法人に限る。）」旨に改める。

3. 施行期日

令和6年4月1日

(参考) 新旧案

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

改正後		改正前	
<p>(附属施設) 第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。</p>		<p>(附属施設) 第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。</p>	
学部又は学科	附属施設	学部又は学科	附属施設
[略]	[略]	[同上]	[同上]
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。）が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）	医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）
[略]	[略]	[同上]	[同上]

○大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める告示（平成二十八年文部科学省告示第七十九号）

改正後	改正前
<p>大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 医学又は歯学に関する学部を置く大学の設置者が、病院を開設する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。以下「法人」という。）と当該学部の教育研究に必要な当該病院の機能の確保に係る協定を締結していること。</p>	<p>大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 医学又は歯学に関する学部を置く大学の設置者が、病院を開設する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人（以下「法人」という。）と当該学部の教育研究に必要な当該病院の機能の確保に係る協定を締結していること。</p>

(参考) 参照条文

○医療法（昭和二十三年七月三十日）〔令和六年四月一日施行〕

第七十条 次に掲げる者（営利を目的とする事業を営む者を除く。以下この章において「参加法人等」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。

一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人

二 医療連携推進区域において、介護事業（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。）その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において同じ。）の構築に資する事業（以下この章において「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人

三 医療連携推進区域において、病院等を開設する者（法人を除く。）

四 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

2 [略]

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項の表中「参加法人」を「参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。）」に改める。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。